

令和2年度

第3回教育委員会（臨時）

令和2年4月30日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和2年4月30日 午後1時00分～
場 所 丹波篠山市民センター2階 研修室5

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第2 会期の決定 自 令和2年 4月 30日
至 令和2年 月 日 日間

日程第3 協議事項

第1号 新型コロナウイルス感染症による市立学校園の臨時休業期間の延長等について
(教育総務課)・・・1頁

日程第4 報告事項

1 市立学校園の臨時休業期間における園児児童生徒への支援等について
(学校教育課・教育研究所)・・・3頁

協議第1号

新型コロナウイルス感染症による市立学校園の臨時休業期間の延長等について

新型コロナウイルス感染症による市立学校園の臨時休業期間の延長等について、教育委員会の協議を求める。

令和2年4月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川修哉

《以下別紙》

1 市立学校園の臨時休業の再延長について

国における緊急事態宣言の期限は令和2年5月6日（水）とされているものの、その解除または延長について、現時点では、国の判断が5月5日（火）ごろと見込まれており（別紙資料から）、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部は、県独自の判断として、令和2年5月6日（水）までとしていた県立学校の臨時休業について、令和2年5月31日（日）まで延長し、市町立学校園の設置者に県の取り組みを周知するとの発表があった。

丹波篠山市では、市立学校園の運営を考慮し、臨時休業を令和2年5月10日（日）までとしていたが、県の周知発表を受け、さらに令和2年5月31日（日）まで再延長する。この間、登園・登校可能日は設定せず 部活動も実施しない。なお、臨時休業が長期間になっており、児童・生徒への学習支援、健康観察、心のケアなどのため、相談日を設けることを検討する。

今後、国における緊急事態宣言の解除など状況の変化があった場合は、改めて、臨時休業の期間を検討し、決定する。

2 預かり保育・児童クラブの再延長について

市立学校園の臨時休業を令和2年5月31日（日）まで再延長することに伴い、預かり保育・児童クラブの臨時開所も令和2年5月30日（土）まで再延長する。

※参考資料 預かり保育・児童クラブの利用状況 各学校における児童クラブ開設の状況
 児童クラブ・預かり保育への支援

3 市立学校園の夏季休業期間の短縮について

(1) 小学校・中学校・特別支援学校

令和2年5月31日（日）まで臨時休業を再延長することに伴い、この間の授業時数を確保するため、夏季休業の期間（7月21日～8月31日）を短縮する。

なお、短縮期間については、5月5日（火）ごろと見込まれている国の緊急事態宣言の解除または延長の判断を待って検討し、決定する。

参考：令和元年度の不足授業時数・令和2年度に不足見込授業時数

園校種	令和元年度分		令和2年度分	
	臨時休業日数	欠授業時数	臨時休業日数	欠授業時数（見込）
小学校	13	73	32	188
中学校	13	79	32	189
特別支援学校	13	—	32	—

(1) 令和元年度分は学校行事（準備・練習等）を減らして各学校で対応する。

(2) 特別支援学校の欠授業時数は、児童・生徒の障がいの程度や特性に応じた教育課程編成としており、一律に数値化できないため、—で表示している。

(2) 幼稚園・認定こども園（4・5歳児）

学校教育法施行規則および幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準で、幼稚園・認定こども園の保育時数は特別の事情のある場合を除いて、39週を下つてはならないと規定されている。

令和2年5月31日（日）までの臨時休業再延長に伴い、保育時数は35週、保育日数も32日減ることから、夏季休業期間（7月21日～8月31日）の短縮を検討する。

なお、短縮期間については、5月5日（火）ごろと見込まれている国の緊急事態宣言の解除または延長の判断を待って検討し、決定する。

報告 1

市立学校園の臨時休業期間における園児児童生徒への支援について

市立学校園の臨時休業期間における園児児童生徒への支援について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告します。

令和2年4月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川修哉

《以下別紙》

報告事項 1

市立学校園の臨時休業期間における園児児童生徒への支援等について

学校教育課・教育研究所

1 学習支援

(1) プリント配信システムの活用の周知

前学年の復習や該当学年の学習プリントや、中学生が小学生の学習プリントを利用して学習を支援

(2) タブレットドリルの活用の周知

児童生徒一人1IDを配布し、家庭での学習支援。

担任は、学習記録を確認し、今後の指導に生かすように利用する。

(3) 「子どもの学び応援サイト」の利用促進

学習支援コンテンツの紹介

(4) 運動取組カードの活用の周知

運動不足解消のための支援

(5) 保育や子育てが広がる遊びと学びのプラットフォームの周知

乳児から幼児、室内から戸外まで、子どもたちと楽しめるあそびやまなびを支援

(6) Eテレ「臨時開校フライデーモーニングスクール」の周知

新学習指導要領による「新しい学び」を、達人の先生たちが特別授業で学習支援

2 生活支援・心のケア

(1) 教育相談の実施

教育研究所、家庭児童相談室、適応指導教室の教育相談の実施

(2) 臨時休校中の家庭からの相談 Q&A

教育研究所のSSWが家庭からの相談に対してQ&A形式で支援

(3) 家庭で過ごす幼児のために

幼児子どもと楽しくスキンシップしながら遊びの紹介による保護者の支援

(4) 学校でのメンタルヘルスパッケージの提供

子どもたちのメンタルヘルス対応できるように教員や保護者の支援

3 校務支援

(1) 遠隔教育システムの研修の実施

TV会議を活用した遠隔授業づくりや離れた場所での会議等を可能にするための研修

(2) 研修資料の周知

新学習指導要領における指導と評価の一体化についての資料による教員の支援

(3) 学習評価の考え方資料の周知

新学習指導要領における学習評価について校内研修等に取り組むための支援